

港区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（案）修正比較表

港区議会の個人情報の保護に関する 条例施行規程（案）3月10日現在	港区議会の個人情報の保護に関する 条例施行規程（案）2月13日時点	備考
(個人情報総括保護管理者等の設置)	(個人情報総括保護管理者等の設置)	
<p>第6条 条例第9条第1項に規定する保有個人情報の安全管理のため、個人情報総括保護管理者（次条第1項において「総括保護管理者」という。）を置くものとし、区議会事務局長をもって充てる。</p> <p>2 議会の事務局（次項並びに次条第2項及び第3項において「事務局」という。）に個人情報保護管理者（次条において「保護管理者」という。）を置くものとし、次長をもって充てる。</p> <p>3 事務局に個人情報保護担当者（次条第3項において「保護担当者」という。）を置くものとし、庶務担当係長をもって充てる。</p>	<p>第6条 条例第9条第1項に規定する保有個人情報の安全管理のため、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置くものとし、区議会事務局長をもって充てる。</p> <p>2 議会の事務局（以下「事務局」という。）に個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置くものとし、次長をもって充てる。</p> <p>3 事務局に個人情報保護担当者（以下「担当者」という。）を置き、庶務担当係長をもって充てる。</p>	<p>区の条文表記に合わせて、修正します。</p>
(総括保護管理者等の職務)	(総括保護管理者等の職務)	
<p>第7条 総括保護管理者は、議会が取り扱う個人情報を適正に管理するため、保護管理者に対し、個人情報の管理状況について報告を求め、又は必要な措置を講じるよう命ずることができる。</p> <p>2 保護管理者は、事務局において取り扱う個人情報について条例第9条第1項の規定による管理を行うため、所属職員を指揮監督しなければならない。</p> <p>3 保護担当者は、事務局において取り扱う個人情報を適正に管理するため、保護管理者を補佐しなければならない。</p>	<p>第7条 総括保護管理者は、議会が取り扱う個人情報を適正に管理するため、管理者に対し、個人情報の管理状況について報告を求め、又は必要な措置を講じるよう命ずることができる。</p> <p>2 管理者は、事務局において取り扱う個人情報について条例第9条第1項の規定による管理を行うため、所属職員を指揮監督しなければならない。</p> <p>3 担当者は、事務局において取り扱う個人情報を適正に管理するため、管理者を補佐しなければならない。</p>	

(開示決定の通知) 第15条 略	(開示決定等の通知) 第15条 略	令和5年2月15日付けで示された全国市議会 議長会作成の条例施行規程(例)の修正版に合 わせて、修正します。
(開示決定通知書等) 第16条 略	(開示決定通知書) 第16条 略	
(訂正決定等期限特例延長通知書) 第26条 条例第36条第1項の書面は、訂正決 定等期限特例延長通知書(第15号様式)とす る。	(訂正決定等期限特例延長通知書) 第26条 条例第36条の書面は、訂正決定等期 限特例延長通知書(第15号様式)とする。	令和5年2月15日付けで示された全国市議会 議長会作成の条例施行規程(例)の修正版に合 わせて、修正します。
(利用停止決定等期限特例延長通知書) 第31条 条例第43条第1項の書面は、利用停 止決定等期限特例延長通知書(第21号様式) とする。	(利用停止決定等期限特例延長通知書) 第31条 条例第43条の書面は、利用停止決 定等期限特例延長通知書(第21号様式)とする。	
(実施状況の公表) 第33条 条例第51条の規定による公表は、次 に掲げる事項について、議長が適当と認める方 法により行うものとする。 (1) 個人情報取扱事務の登録の状況 (2) 条例第12条第2項の規定による利用目的 以外の目的のための保有個人情報の利用及び 提供の状況 (3) 保有個人情報の開示請求等の状況 (4) 保有個人情報の開示請求等に対する可否の 決定状況 (5) 電子計算機による個人情報の処理状況 (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と 認める事項	(実施状況の公表) 第33条 条例第51条の規定による公表は、次 に掲げる事項について、議長が適当と認める方 法により行うものとする。 (1) 個人情報取扱事務の登録の状況 (2) 目的外利用及び提供の状況 (3) 保有個人情報の開示請求等の状況 (4) 保有個人情報の開示請求等に対する可否の 決定状況 (5) 電子計算機による個人情報の処理状況 (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と 認めた事項	適正な表記に修正します。
様式についても、全国市議会議長会作成の条例施行規程(例)の修正版等に合わせるため、第4・6・7・8・11・14・20・22号様式を除いた各様式を別紙様式のとおり修正しました。		